

東証、上場制度の改正を公表

制度調査部
吉井 一洋

総合整備プログラムの第一弾公表

【要約】

- 東京証券取引所（以下、東証）は、2006年10月30日、「上場制度総合整備プログラム」の第一弾として「上場制度総合整備プログラムに基づく上場制度の整備等について」を発表した。
- 上場会社に株式分割等の実施における配慮を求める一方で、望ましい投資単位の水準を設定している。その他、改善報告書における点検制度や注意勧告制度の創設、営業利益の修正の開示の追加などが盛り込まれている。
- 改正後の規則は、2006年12月初旬を目途に実施する予定である。

○東京証券取引所（以下、東証）は、2006年10月30日、「上場制度総合プログラムに基づく上場制度の整備等について」を発表した。

○これは、上場会社に対し、市場の一員としての自覚を促す、情報開示を充実させる、市場機能を阻害するような企業行動に対して適切な対応をとる、といった観点から、東証が進める上場制度の見直しの一環である。具体的には、2006年6月に公表された「上場制度総合整備プログラム」のフェーズI（直ちに実施する事項）を実施に移すものである。

○主な内容としては、次のような事項が含まれている。

- ◇株式分割等の実施における配慮、望ましい投資単位の水準……5万円以上 50万円未満
- ◇改善報告書における点検制度の創設
- ◇注意勧告制度の創設……財務諸表以外の比較的軽微な虚偽記載が対象
- ◇業績予想の修正についての開示事項の追加……「営業利益」の修正を追加

○以下、東証の「上場制度等の整備等」の骨子を掲載する。なお、実施時期は2006年12月初旬を目途としている。

項目	総合整備プログラム（フェーズI） —直ちに実施する事項—	要綱骨子	総合整備プログラム（フェーズII） —問題点の整理・検討に着手する事項—
1. 企業行動に係る尊重事項の整備 (1) 株式分割等の実施に係る配慮	○上場会社は、企業行動を行う場合に「流通市場への影響」及び「株主権の尊重」について配慮しなければならないことを上場規則に明確化する。 ・ 尊重義務に反すると当該取引が半断する企業行動に対する措置として、その旨を公表することなどを検討する。 ・ 尊重義務遵守を図るため対応を講じる必要があると考える企業行動については、できる限り具体例を明示し、明確性を確保することに努める。	○上場会社は、株式分割等を実施するにあたっては、流通市場への混乱をもたらすことのないように配慮するものとする。 ○当該事項を尊重してないと認める場合には、その旨を公表することができるものとする。	⇒ 尊重義務に代表されるような上場会社の行為規範について、適時開示規則とは別の新たな規則を設けることについて検討する。 ⇒ 東証上場会社として投資家からみて望ましい企業行動を整理し、NYSEのカンパニーマニュアル等を参考に一定の規範（推奨事項）として明示すること等について検討する。



(2) 望ましい投資単位の水準の設定	○望ましい投資単位の水準を定めた上場規則等の見直しを行う。 ・ 東証として望ましいと考える水準を提示するという、規則の基本方針は維持しつつ、望ましいとする投資単位の水準を5万円から50万円まで変更する。	○上場株券(外国株券を除く。)の発行者は、投資単位の水準が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及び維持に努めるものとする。	⇒ 望ましい投資単位の定着度合いを見極めてながら現在7種類ある売買単位について、多数を占めるものの中から一つに統合していく方法について整理を行う。
2. 上場会社に対する経営管理面の確認等 (1) 改善報告書の記載内容に係る点検制度の新設 (2) 注意勧告制度の新設	○改善報告書の記載内容に係る点検制度の整備を実施する。 ・ 改善報告書の提出会社は、提出から6か月経過後遅滞なく、改善措置の実施・運用状況に関する報告書を提出するものとする。 ・ 東証は、改善措置の実施・運用状況に関して必要な照会や確認ができることとする。 ・ 改善措置の実施・運用状況が不十分な場合及び報告書を提出しない場合には、改めて改善報告書の提出を求めることができることとする。	○会社情報の適時開示等に係る改善報告書の提出会社は、提出から6か月経過後遅滞なく、改善状況報告書を提出するものとする。 ○会社情報の適時開示等に係る改善報告書の提出会社に対して、当該報告書の提出から5年が経過するまでの間、当取引所が必要と認める場合には、その都度、改善状況報告書の提出を求めることができるものとする。 ○上場会社の改善措置の実施状況及び運用状況に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について報告するものとする。 ○改善措置の実施状況・運用状況が不十分な場合又は改善状況報告書を提出しない場合には、改めて改善報告書の提出を求めることができるものとする。 ○上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には、当取引所は当該上場会社に対して注意勧告を行うことができるものとする。	⇒ 開示事項に関する事後的に点検のあり方について検討を行う。 ⇒ 上場廃止以外の制裁措置(例えば過剰金、譴責処分、売買停止等)を一部制限する措置について整理を行う。
3. 情報開示の充実 (1) 投資単位の引下げ方針等の開示 (2) 親会社等に関する事項についての開示 (3) 業績予想の修正に係る開示事項の追加	○50万円以上の水準があるものに限り、今後の方針について一定の説明を決算短信から分離した形で課すこととする。 ○親会社等を有する上場会社について、投資者への情報提供方法の改善を図る。 ●決算短信に関する研究会報告における業績予想の開示のあり方に係る検討結果を踏まえ、業績予想の背景の説明の充実及び適切な修正開示の実施を要請する。【本年3月に実施済み】	○最近の投資単位が50万円以上である場合は、今後の投資単位の引下げに係る方針等を開示するものとする。 ○親会社等を有する上場会社は、親会社等に関する事項を開示するものとする。 ・ (1)及び(2)の事項については平成19年3月以降に終了する事業年度から適用し、当該対応に合わせて、決算短信における当該開示は要しないものとする。 ○上場会社の業績予想の修正に係る開示について、「営業利益」の修正を追加する。	⇒ 親会社を有する会社の上場是非について検討を行う。 ⇒ 投資者にとって必要な情報を過不足なく開示する観点から、適時開示すべき事項、軽微基準及び具体的な開示内容について、実状に照らして適切かどうか検討を行う。

以上

(出所) 「上場制度総合整備プログラムに基づく上場制度の整備等について」

(平成18年10月30日株式会社東京証券取引所)

(筆者注) 表中の「総合整備プログラム(フェーズⅡ)」に関する事項は、2007年を目途に制度要綱や目標をとりまとめることが予定されている。